

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成 3 1 年 1 月 2 4 日（木）午後 3 時から午後 5 時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A 棟 1 階）

参加者等

司会者 河 村 俊 哉（さいたま地方裁判所第 5 刑事部部総括判事）

裁判官 石 川 慧 子（さいたま地方裁判所第 5 刑事部判事）

検察官 大 久 保 克 夫（さいたま地方検察庁検事）

弁護士 中 原 潤 一（埼玉弁護士会所属）

弁護士 尾 崎 浩 平（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者 1 番 6 0 代 男性（以下「1 番」と略記）

裁判員経験者 2 番 4 0 代 男性（以下「2 番」と略記）

裁判員経験者 3 番 5 0 代 女性（以下「3 番」と略記）

裁判員経験者 4 番 3 0 代 男性（以下「4 番」と略記）

裁判員経験者 5 番 5 0 代 男性（以下「5 番」と略記）

裁判員経験者 6 番 5 0 代 男性（以下「6 番」と略記）

裁判員経験者 7 番 6 0 代 男性（以下「7 番」と略記）

裁判員経験者 8 番 6 0 代 男性（以下「8 番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は、司会を務めさせていただきます、さいたま地方裁判所第5刑事部部総括判事の河村と申します。今回は8名の裁判員経験者の方にお越しいただきました。お忙しいところ参加していただきまして、改めて御礼申し上げます。裁判員制度をより良いものとするために、裁判員として経験された方々の忌憚のない御意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ところで、犯罪被害者が刑事裁判に直接関与することができる、いわゆる犯罪被害者参加制度が始まってちょうど10年が経ったところです。一定の犯罪に限定されてはおりますが、その間に多くの犯罪被害者の方がこの制度を利用されまして、裁判員裁判においても被害者が参加人として裁判に出席して意見を述べるケースもまれなことではありません。本日は、裁判員裁判の中で被害者が被害者参加制度を利用した事件について経験された方々にお集まりいただきました。本日は他にもう一人裁判官、検察官、それから被告人の権利を擁護する立場としての弁護士、そして、被害者の支援をする立場としての弁護士も出席しておりますので、それぞれ自己紹介をお願いします。

石川裁判官

さいたま地方裁判所の裁判官の石川と申します。よろしくお願いいたします。

中原弁護士

埼玉弁護士会の弁護士の中原と申します。私は被告人の利益を守る弁護人の側の立場で参加させていただいています。よろしくお願いいたします。

尾崎弁護士

弁護士の尾崎と申します。私は、同じ弁護士でも被害者側弁護士という立場で参加させていただいています。よろしくお願いいたします。

大久保検察官

さいたま地方検察庁検察官の大久保と申します。よろしくお願いします。

司会者

それでは最初に、私から参加者の方が担当されたそれぞれの事件の内容の説明をさせていただいて、それから順番に感想を伺いたいと思います。

1 番の方と 2 番の方は同じ事件を担当されました。大きく 3 件の事件があります。1 件目が被害者が住んでいる共同住宅の前で被害者に暴行、脅迫を加え、強姦したという強姦事件、2 件目は通行中の被害者に暴行、脅迫を加え、わいせつな行為に及ぼうとしたけれども、未遂に終わったという強制わいせつ未遂の事件、3 件目が被害者が住んでいる家の玄関でわいせつな行為に及ぼうとして暴行、脅迫を加え、わいせつ行為は未遂に終わったが、被害者にけがを負わせたという強制わいせつ致傷の事件です。被害者が 3 名いて、事件の内容自体には大きな争いはなく、いわゆる量刑が争点でした。まず、1 番の方から伺いたいと思いますが、経験されてみてどのような感想を持たれましたか。

1 番

今から 1 年以上前ということで、記憶があいまいになってきていますが、今でも印象に残っているのは、最初は参加しなければならないという義務感で参加したのですが、裁判官 3 名の方が我々の目線に立って、共通の土俵で話ができるようにかみ砕いて説明をしていただいたので、非常に勉強になったと思います。裁判員裁判に市民感覚というものが反映されているなど実感しました。

2 番

初めての経験でしたが、選ばれた以上はきちんと義務を果たそうと参加させてもらいました。2 週間の中で裁判所に来たのは 5 日か 6 日と記憶しているのですが、仕事も全部の日の休みをもらえなかったもので、やりくりができるかなと思いながらも参加しました。裁判というものがテレビの世界で見ているものとは違って、実際にはこのように進められていくのだなと分かりました。1 日の審理が終わると結構疲れていて、プレッシャーを感じていたのですが、感想としては良い経験をさせて

もらったと思います。

司会者

3 番の方が担当された事件は，他人の家に侵入して，被害者に暴行，脅迫を加えて現金を奪い，更に強姦したという住居侵入，強盗強姦の事件です。主たる争点が被害者と合意の上での行為かどうかという点でした。結論は有罪で，被害者と合意の上ではないという判断となり，どのような刑を科すべきかといった評議をされたと思います。全般的な感想をお願いします。

3 番

裁判員裁判について何も分からず裁判所に来て経験する形になりました。被害者が外国人だったので，通訳の方が日本語に訳しても，被害者の思っている気持ちがうまく伝わってこないと感じました。内容が内容なだけに被害者が感情を出さずに話していたので，本当にこういう事件だったのかがなかなか伝わりにくく，かつ，被害者の説明と被告人の話が全く違っていて，どちらの内容が正しいのかと考えることが多くなりました。こういう事件は，どうしても感情が動く事件なので，裁判官が常に冷静を保てる状態に私たちをしてくださっていたのがありがたかったのですが，正直言って一般人として，経験したくない内容でした。

司会者

事実関係でも争いがあったし，それから関係者が日本語が通じずに，通訳人を介すということもあったし，事件の性質上いろいろと御苦労されたのではないかなと思います。

次に，4 番の方の事件は全部で大きく 5 件ありました。1 件目が警察官を装って駐車中の車内にいた被害者に声を掛けて路上に連行し，脅迫してわいせつ行為をした強制わいせつの事件，2 件目がわいせつ目的で他人の家に侵入した住居侵入の事件，3 件目が別の他人の家に侵入して，寝ている被害者にわいせつな行為をしようとしたけれども，未遂に終わったという強制わいせつ未遂の事件，4 件目はまた別の他人の家に侵入して，わいせつ目的で被害者に暴行，脅迫を加え，駐車場まで連

行して強姦したという強姦事件，5件目が更に別の被害者の家に侵入し，被害者に暴行，脅迫を加えて強姦し，公園まで連行して再び強姦し，被害者にいわゆるPTSDの障害を負わせたという強姦致傷の事件です。この事件については，起訴された犯罪事実，いわゆる公訴事実の一部に争いがあったようですが，争点は量刑が中心でした。全般的な感想をお願いします。

4 番

私が参加したのは，裁判員というのはなかなか経験できることではないので，興味があったのと，ゲームやドラマでも裁判というのは舞台になることが多いので，はっとするような発見をしてみたいという動機も少しあったというのが正直なところですが。裁判官の司会などが上手で，話しにくいということもなく，皆さんと意見交換ができました。一般的な視点だと被告人の悪いところを見てしまいたくなるのですが，疑わしきは罰せずという考えのもとに，話をするように心掛けて話しました。

司会者

5番の方の事件は，全部で5件ありました。1件目が他人の家に侵入し，殺意を持って被害者2名に対してそれぞれ包丁で突き刺すなどして殺害し，現金などを奪ったという住居侵入，強盗殺人の事件，2件目，3件目の事件は別の他人の家に侵入して，殺意を持って被害者に対して包丁で突き刺すなどして殺害し，その家にあった包丁を奪ったという住居侵入，強盗殺人の事件と，その御遺体を浴槽内に隠したという死体遺棄の事件，それから4件目，5件目の事件がまた別の他人の家に侵入し，殺意を持って被害者3名に対し包丁で突き刺すなどして殺害し，自動車の鍵を奪ったという住居侵入，強盗殺人の事件と，その御遺体をクローゼットに隠したという死体遺棄の事件です。被害者は6名で，主たる争点は被告人の責任能力の有無でしたが，その他にも被告人が犯人であるかどうか，また殺意が認められるかどうかなどといった点についても争いがありました。そのため審理期間が比較的長期間にわたり，第1回公判期日から判決までは1か月以上費やした事件でした。

5 番

裁判員に選ばれるかもしれないという段階では、裁判員制度ができて、裁判に国民が参加する機会があることは知っていたので、事情が許す限り積極的に参加したいと思っていました。結果的に抽せんで選ばれたわけですが、選ばれた担当事件が非常に負担の大きいもので、審理日数も20日以上、選ばれてから判決まで1か月を超えていましたので、その間は仕事面でも日常生活面でもかなり負担を感じましたし、重苦しい日々を過ごしていました。被告人が外国人だったので、通訳を介しながらの審理が非常に時間が掛かりました。証拠調べなどは丸1日掛かりましたし、被告人の状態があまり良なくて、コミュニケーションが取れず証言が得られなかったので、一つ一つの証拠を積み上げて、事実が認められるか認められないかを認定しなければなりませんでした。更に被告人に責任能力があるかどうかを判断しなければならず、加えて被害者も多く、事件も複数にわたるので、そこに量刑の判断を加えていくというプロセスがありました。裁判官に審理を丁寧に進めていただいたので、そこでまごつくことはありませんでしたが、一つ一つの判断が重いので、簡単なことではないなと思いました。世間にも注目されていたので、傍聴人が常に多くて、気が抜けない日々を過ごしていました。法律の専門家ではない国民が裁判に参加する裁判員制度が国民感覚を裁判の中にどのように取り入れていくのかという一般的な理解で臨んだのですが、やはり法律の専門家ではない私たちが判断することはなかなか難しく、担当してくださった裁判官の説明や、過去の判例など、そういうものを頼りにする気持ちがどうしても強くなり、率直な意見を述べつつも、国民の感覚というのは実際にはどのように反映されていくのかなというところは少し考えていました。犯行の内容や量刑よりも事件の背景、例えば被告人が外国人であることや、精神疾患を持っていることなどについて、どのような判断をするかという点が難しかったです。

司会者

6 番の方と 7 番の方は同じ事件でした。事件の内容については、飲食店で一緒に

飲んでいた知人に対して、何軒か店をはしごしていた中で、その店の中や店の外の路上で繰り返し殴る、蹴るなどの暴行を加えた結果、死亡させたという傷害致死の事件です。事実関係に特に争いはなく、争点は量刑でした。まず、6番の方から感想を伺います。

6番

裁判員裁判ということを制度としては知っていましたが、最高裁から裁判員候補者に選ばれたとの手紙が送られてきたときに、家族から何をしたのかという第一声がありました。封書には裁判員裁判という記載があったので、本当に来たんだと思いました。会社の方は何とかなるかなという気持ちで裁判員選任手続に協力しました。裁判員候補者として裁判所に来た段階で、まさか抽選で自分が選ばれるとは思っていませんでした。その後、すぐ午後から裁判が始まりましたので、心の準備が整わない状態で裁判員になりました。実際にどういうことをするのかも分からず参加していた状況です。裁判が3日間ぐらいありましたので、その間はとてもプレッシャーを感じ、1日が終わるとぐったりとなってしまう状況で、また次の日に裁判所に行くという形でしたので、精神的にはかなりきつい状況でした。ただ、会社は特別休暇を使え、会社からも裁判員として出廷するのであれば義務を果たしなさいということも言われていましたので、安心して出席できる状況でした。争点は量刑でしたが、一般人である私たちには当然分からないことばかりです。しかし、裁判官から指導やアドバイスをしていただき、自分なりに考えられたと思います。

7番

私は、6番の方と同じ事件を担当しました。私も凶らずも裁判員になったのですが、終わった後の感想は、極めて有意義な人生経験をさせてもらった気持ちです。裁判員に選ばれる前に裁判員になったことのある方から様子を聞いて、遺体や血の付いた写真を見せられたということで、絶対に裁判員をやりたくないという思いが出てくるだろうと思っていたのですが、車の中に血が流れた写真もモノクロだったので、そこは配慮されていて良かったです。それを見た夜は、そのシーンを思い出

してしまいましたが、これがカラーだったらというのは随分ありました。それを先ほどの裁判員を経験した方に話したところ、変わったのね、それだったら良かったと言っていました。また、争点は量刑だけでしたが、量刑も被告人の将来を決めるわけなので、どのように決めるのかなと思っていたところ、裁判官から判例などを紹介していただきました。振り返ると極めて有意義な時間を経験させてもらいました。今も周囲の人にはそのような話になったときには、裁判員裁判に参加した方が良いと話をしています。

司会者

8 番の方の事件は、被告人が自宅で配偶者に対して殺意を持って包丁で切りつけて殺害したという、いわゆる無理心中の事件です。犯罪事実自体には争いがなく、争点は量刑でした。8 番の方、感想をお願いします。

8 番

選ばれたときは不安と心配がありましたが、実際に参加して、裁判長、裁判官の親切丁寧な説明の下での進行で、不安と心配は一切なくなりました。また、裁判員の方と意見交換ができたことは貴重な体験でした。参加して満足しています。

司会者

最初に申しましたように、今回の意見交換会は被害者あるいは御遺族の方が直接裁判に参加された事件を前提にして進めたいと思います。

まず、被害者あるいは御遺族の方が裁判に直接参加された裁判を経験してみても感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。

1 番

性犯罪でしたので、被害者本人ではなく、被害者が3名いらした中の1名の代理人弁護士が被害者の心情を読み上げる形だったと記憶しています。あのお二人については心情を読み上げる場面がなかったと記憶していますので、被告人には国選弁護人を選任する制度がありながら、被害者については、経済的に弁護士を委任できる方は法廷で心情を代弁してもらうことは可能ですが、経済的に余裕のな

い方は自分で法廷で心情を述べることは難しいと思うので、被害者よりも犯罪を起こした加害者の方が優遇されているのではないかと感じました。

もう一つ付言すると、可能かどうか分かりませんが、被害者の声を録音などの形で生の声が聞けると、被害者の方の本当に訴えたいことや心情がもっと伝わったのではないかなと思いました。

司会者

先ほど経済的な問題で参加できない被害者がいるかもしれないというお話がありました。制度上、経済的な負担を感じている方のために、被告人が経済的な理由で国選弁護人を頼むのと同じように、弁護士を頼むことができる制度もございます。ただ、そういった方法を選ばれるかどうかというのは、まずは御本人の意向を前提にしています。その上で裁判を進めていますので、その事件についてはそれぞれ被害者がどう考えて、参加の有無を決めたのか裁判所は分からないところではあります。

4 番

私の事件では被害者の方が直接法廷にいらして意見陳述をされていました。被害者本人が来るということで緊張しましたし、訴えたい無念な悔しさ、怒りを感じました。心配だったのは、被害者も一般人なので、人前で話すことが得意な人ばかりではないと思うので、話し方によっては悪印象を与えてしまうこともあるのではないかなと感じました。被害者にとっても訴える場で思いをぶつけないかと思うでしょうし、こちらとしても非常に参考になりましたので、一つの方法としてはあると思いました。

司会者

被害者の方が直接裁判に参加することによって被害者がどのような心情を抱いているかということが伝わってきたと、そういう趣旨も含まれているのですか。

4 番

はい。被害者の方からより強い意志を感じました。意見陳述の読み上げは文章の

朗読みたいところがあるので客観的に考えやすいのですが、直接法廷で意見陳述されると、そこに感情が加わるので伝わりやすいと思いました。

5 番

私が担当した事件では、被害者は全員亡くなっているので、1件の事件の御遺族が裁判全日を通じて参加されて、検察官の後ろの席に座っていました。代理人としての弁護士もついていて、裁判の最後の方で、参加代理人も、御遺族も被告人質問をされましたし、意見陳述もされていました。それ以外の被害者の家族や友人の方は証人として発言されて、証人の発言の最後の方に処罰感情など意見を述べるという場面がありました。被害者の御遺族などが裁判の中で被告人に対してどう処罰してほしいという思いを述べられるのも印象的だったのですが、一方で実際に何が起こったのか、事実を知りたいということをおっしゃっていたのも印象的でした。犯人が黙している状態だったので、事件現場で何があったのかを知りたいということ非常に強調されていたのが印象的でした。重大事件だったので、事前の証拠調べや被告人の責任能力の精神鑑定などがあったので、時間が掛かるのも無理はないかなというところはあったと思うのですが、事件発生から裁判まで2年以上経過していたので、御遺族は裁判まで時間が掛かり過ぎていると強く思われていて、被告人の裁きに関わらない部分での意見を法廷の場で言うのも、ある意味大切な方を失った人にとっては大事なことなのだと思います。それが裁判で救われるかどうかは別の話ですが、御遺族としての感情をきちんと言う機会が与えられるというのは大事なことだなと思いました。御遺族の代理人は、私の印象ですが、感情的な面が強かった印象を持ちました。被害者の感情の代弁をなさっているのかなと思ったのですが、ずっと証拠調べを積み重ねてきて、かなり緻密に事件では何があったのかという証言が得られない部分を見てきたのですが、裁判の日程の最後の方に出てこられた被害者遺族代理人の述べられることがその事実認定は正しいのかというような意見を述べていたので、代理人の方の姿勢がそれで正しいのかどうか、全体の裁判として冷静に事実をきちんと見ていこうということを大切にして進んでいたのも、

御遺族、御家族本人が感情的なのは仕方ないとして、代理人までが感情的だったのは少々違和感を覚えました。

司会者

5 番の方のお話を踏まえて伺いたいのですが、法廷の審理を終えたときに、被害の状況ですとか被害者の心情についての理解というのができたのかどうかについて御意見ありますでしょうか。

5 番

もちろん同じような立場に立ったわけではないので、理解したとは言い切れませんが、想像を絶する経験をされて苦しんでおられるというのは十分伝わってきました。

6 番

今回の事件は、被害者と被告人が先輩、後輩の関係の事件でした。被害者が亡くなったので、代理として息子さんが弁護士を伴って出ていらしたのですが、被害者感情を息子さんは当然持ちますので、何があって、どうしてこういうことになったのかを切々と求めていました。それに対して検察官も事実を淡々と述べていました。弁護士は被害者をかばうという意味で出廷されていると思いますが、そういう姿勢があまり表には出てきていない状況でしたので、はっきり出していただいた方が、裁判員としては被害者の感情も理解しやすいですし、事実認定もできたのかなと思いました。

3 番

最近テレビで、被害者の家族あるいは被害者が別室で意見を言っているのを見ました。今回は、被告人が近くにいて、顔が見えない状態でお話をするという状態だったのですが、もし可能なら、性犯罪に対しては別室で被害者が、なおかつ声を変えて意見を言えるようにした方がもっと感情も伝わるし、何があったかというのも言いやすいのではないかなと思いました。

司会者

3 番の方が経験された事件については、裁判所で遮蔽の措置という言い方をしますが、つい立てを立てたということなんですね。

3 番

はい。

司会者

それで、裁判員として経験された事件以外の裁判で、話される被害者の方が法廷ではない別の部屋にいて、モニターを通じてやり取りしている事件を見たことがある、そういう御趣旨ですね。

3 番

そうです。その方が被害者の方も話しやすいし、被告人の顔を見ることもなく、自分の思っていることを言えるのではないかと思いました。つい立てというものがあると、どうしても気になってしまい、声が変わっていないことで声から被害者が特定されて、また何かあったらとか、そういう二次被害みたいなものを多分被害者の方が感じてしまうことがあると思うので、最近見た別室の部屋でモニターを通して、なおかつ声を変えて話ができれば、もっと裁判員の方とか裁判官とかに思いが伝わるのではないかなと思いました。

司会者

被害者の方の心情が伝わったか、あるいは被害の状況が伝わったか、法廷での証拠調べの内容を前提にして評議することができたかどうか、そのあたりも御意見がありましたら伺いたいと思います。

7 番

被害者の息子さんが出てこられていたのですが、当然気持ちは伝わったつもりです。

司会者

少し視点を変えます。被害者参加制度についてですが、裁判を初めて経験されるということだと、制度自体についてどこまで知っていたかといった点もあるので

すが、選任された後、審理の前に自分が担当する事件について、被害者の方が実際に参加するということが分かっていたのかどうか、あるいは制度の概要について理解することができたのかどうかといった点について御意見を伺いたいと思います。

4 番

自分としては被害者が法廷に出てくるのがそんな特別な制度だとは知りませんでした。出てきて普通だと思っていました。

6 番

私は、裁判に入る前に裁判官から今回の事件は被害者参加されていますと言われました。初めて私はその段階で被害者参加制度を知りましたので、参加できるんだというのが第一印象でした。

7 番

印象的だったのは、この刑事裁判が終わった後、民事裁判、いわゆる損害賠償請求事件が続けて行われるということを聞きました。検察官が被告人を責めるシーンしかテレビで見たことがなかったので、今回の刑事裁判の席に被害者の方が出るということは初めは想像していなかったです。それ以上に結審した後に、今度は損害賠償請求の制度がある、これは良い制度だなとそのとき思いました。

1 番

私自身は被害者参加制度というものがあることは承知していましたが、事件が性犯罪だということが分かった段階で、恐らく被害者としては、早く忘れたいというのが正直あると思うので、直接被害者御本人が出てこられることはないなと思っていました。本当は訴えたいこともあるのではないかな、でもやはり出られないのかなと、被害者の声というのは、法廷に出られない方についても、もちろんそういう方は代理人をとということになるのかもしれないですが、聞こえるような形が取ればなお制度としては充実するのかなと思いました。

2 番

普通は性犯罪の裁判で被害者が出廷することはないと思うので、先ほど3番の方

が言ったように、別室で生の声で言える方が本当に言いたいことは伝わるのではないかなと思いました。

8 番

被害者には私が今まで考えていた以上に本当に複雑なつらい思いが待ち受けているんだなということは実感しました。その方は息子さんのお嫁さんで、家族、親戚から離婚しろと言われて、かなり悩んだ末、お子さんを育てるため離婚はしないと決めたところ、親兄弟、親族全員から何かあったときにあそこの家族は人殺しの人がいたといった話に及ぶと大変なことになるということで、全て絶縁されたと話していました。それを聞いたときに、かなりの衝撃を受けました。また、その他には引っ越しなどもあり、大変なことだなと思いました。

司会者

制度の関係で被害者が依頼した弁護士と検察官とそれぞれいらっしゃるわけですが、法廷でどちらの方が検察官で、どちらの方が被害者の弁護士なのかが分かりにくかった、あるいは被害者の立場と検察官の立場という違いがよく分からなかった、あるいはそれぞれの立場というのはこういった点で分かりましたといった点について御意見を伺いたいと思います。

まず、それぞれが座っているところからして区別がつかなかったという方はいらっしゃいますか。この方は検察官だな、この方は被害者が頼んだ弁護士だなといった点については、特に混乱とかなく理解されましたか。うなずいている方が何人かいらっしゃいますね。

7 番

もちろん検察官と被害者の弁護士の区別は当然分かっていました。

6 番

7 番の方と同じ裁判に出席させていただきまして、左側には検察官が前に 2 名いらっしゃいました。その後ろに被害者の息子さん、その横に弁護士さんがいらっしゃったと記憶しております。右側には被告人の弁護人が 2 名座っていたと記憶して

いますので、認識できたかなと思います。

司会者

着席しているところの区別というだけでなく、それぞれの検察官の立場と被害者あるいは被害者御遺族の代理人としての弁護士の立場の違い、あるいはなぜ一緒ではないのだろうか、被害者の方は検察官がいるのだから、同じなんだからとか、そういった何か御意見をお持ちの方いらっしゃいますか。

4 番

立場の違いと逆になってしまいますが、やはり同じテーブルでいたので、同じポジション、被告人と検察官側という二つにしか考えられなかったかなとは思いました。あとはどっちがどっちかというのは、幸い弁護人が女性だったので、それは間違えることはなかったのですが、確かに両方男性だったら分かりにくかったかなとは思っています。

司会者

本日は検察官と、被害者を支援する立場の弁護士の方が出席しておりますので、その辺の立場について紹介していただきましょう。

大久保検察官

基本的には被害者のためということで、それは検察官も被害者参加弁護士も方向性、向くべきところ是一緒だとは思っております。ただ、立場の違いというのはやはりありまして、検察官は被害者の純粋な代理人というわけではなくて、公益の代表者ということで定められておりますので、特に違いが出るとすればやはり最後に求刑、懲役何年というところがあるのですが、その論告というところで公益の代表者ということで被告人に有利な事情、こういうところは他の事案と比べると有利に考えられるとか、そういった事情も一応全部拾った上で、求刑としては何年が相当かとか、その辺を一応幅広く述べなければいけないというところはあると思います。被害者参加代理人は、やはり被害者の代理人ということなので、論ずべきところは被害者の、あるいは遺族の方のお気持ちとか処罰感情、どれだけ事件でつらい思い

をしたかとか、そういった点に厚くスポットを当てて論じるというところで違いは多少あるとは思っております。

司会者

被害者を支援する立場の弁護士からも同じでしょうか。

尾崎弁護士

検察官の説明のとおりで、立証活動などは基本的に検察官が行いますので、我々はあまり差し出がましいことはしないという立場ではありますが、基本的にはあくまでも被害者あるいは御遺族の心情にひたすら寄り添うということで付き添って、そういう意味では出番が多いわけではないのですが、手続の流れを説明しながら、必要に応じて被害者あるいは御遺族の方のお気持ち、どうしても検察官が立場上出せない部分というのをなるべく出して分かっていただこうとする立場です。

司会者

今話を聞いて、あっ、そうだったんだと感じられるのか、そういうところは前提として聞いていましたということなのか、という点についてはどうでしょうか。

1 番

我々の事件のときは、検察官も被害者参加弁護士の方も女性でしたが、立場を明確にしてお話しされていたので、混同するということはありませんでした。検察官が熱血な方で、公益性から外れているわけではありませんが、一步踏み込んだ形のお話をされていて、逆に被害者参加弁護士の方は、私の印象ですが、非常に冷静な物言いの方だったので、覚えているのはそのとき逆のような印象を持ったこともありましたが、お二人の話に食い違いがあるわけではありませんし、補完関係にはなっていたなという印象です。

7 番

被害者を支援する弁護士と検察官との立場の違いというのは分かりました。

6 番

やはり公益という形で検察官が理路整然と罪に関しては積み上げて、代理人は被

害者感情を代弁するというやり取りがしっかり分かりましたので、混同することはなかったです。

司会者

これまでの裁判員の方々の意見，感想を踏まえまして，検察官，それからそれぞれの弁護士の方から質問がありましたらお願いします。

尾崎弁護士

幾つかあるのですが，まず心情に関する意見陳述をされたケースがあった方が何人かいらっしゃったと思いますが，そのとき被害者の方あるいは御遺族の方の意見陳述を聞くときに，やはり感情に流されないようにしなければいけないという意識を持って聞かれていたのか，あるいはそれを後で検討するときに，それをどう考慮するかについて悩んだという記憶のある方がいらっしゃったらお願いします。

4 番

私が聞いたときに思ったのは，感情的に言わないように何か文章が用意されたように感じましたが，被害者の側だけに立って聞かないようにはしようと，中立的な視点で聞こうとしていました。ただ，被害者からの意見陳述というだけでも無念さが伝わってくるので，どうしても少し被害者側に傾く要素にはなったのかなとは思っています。

3 番

やはり被害者の話を聞いていれば，当然感情は動くと思います。その感情に流されないように，裁判官がいろいろと話合いの中で私たちを支えてくださっていたのですが，感情に入れないで考えるということは難しくて，とにかく裁判官が冷静に，この内容に対してどのように向き合っていくのかという観点から，一般市民の私たちに平等な答えを出せるようにしてくれました。

尾崎弁護士

意見陳述に関して，被害者の感情を聞きながらも，なるべく影響されないようにと悩まなければいけないぐらいだったら，裁判に出てこない方がいいという考え方

もあると思うのですが、それについては、やはり被害者の心情というのは聞いた方が良かったと思われませんか。

3 番

やはり法廷に来るということで、前向きになる進歩につながってほしいと思うので、自分の声で、自分の味わった感情など、これから前に向けてのことを、自分の意見として言ってほしいと思っています。

1 番

私は、間接的ではありましたが、被害感情を自分なりに積極的に受け入れようと思っていました。決して感情に流されるという意味ではないのですが、精神的な傷は外からでは見えないので、PTSDと診断されれば確かに診断書は出てくるかもしれませんが、そうでなければ傷害罪にはならないわけです。しかし、間違いなく精神的な傷は負っているはずなので、そういう部分が、発言の中に入っていると思ったので、それはどの程度なのかということを積極的に聞いたと記憶しています。

尾崎弁護士

先ほど、生の血を見たくなかったけれども、流れ出たものが白黒写真で見ただけだったので良かったというお話があったと思うのですが、実際の傷、あるいは御遺体の写真とかを見ずに皆さん恐らくイラストなどで御覧になったと思うのですが、実際それが生の写真ではなくて、実際に自分が経験されたわけではないから、本当の痛みは分からないとは思っているのですが、それがイラストという形で出てきたことによって、本当の痛みが伝わってこないのではないかと感じませんでしたか。

8 番

殺人事件でしたが、確かに自分の見たものはイラストでした。実際その場面を見せられたときに、やはり写真ですと、本物でしたらはっきり言って見られないし、見たとしても気持ち悪いという気持ちになると思います。イラストですと正直言ってさほど残酷さとかは感じませんでした。後でよく考えると、イラストだと、やはり残酷さが伝わらないし、逆に被告人に有利な判断の材料になったかなと後で思い

ました。もし写真でしたら、被害者意識で、実際はこんなものじゃない、もっと本当にひどい残忍な手口で行ったのではないか、それはやはり理解してもらわないと、被害者の方からはそういった考えが出るのではないかと思います。何となくそのときに、これは被告人に有利な材料になるのかなと感じました。

6 番

確かになぜイラストになったかということを考えると、やはり写真ですと見た後の感情がその中に入ってきてしまうのではないかなと、まして一般の私たちでは余計に入ってきてしまうのではないかと思います。ただ、先ほど言われていました残忍さとか生々しさという部分に関しては出てきてはいませんので、逆に言うと中立な立場で判断できたのかなという逆のパターンで考えております。

7 番

先ほど、血を見なくて良かったという話を確かにしましたが、経験した人が、血を見るのは嫌だというようなことをかなり言っていることと、裁判員制度で皆さん毛嫌いするとか、リアル過ぎるという話が随分ありました。私は、見たかったわけではないですが、見ることを当然覚悟して来ましたが、これは裁判員制度を普及させるためにイラストに変えているんだなと思いました。

尾崎弁護士

いろんな事件があって、それぞれの事件で被害者がいらっしゃって、その罪の重さを考えるときに、被害者側に落ち度や、何らかの問題があるのではないか、そういうことを考慮すべきではないか、そういうことで悩んだと、そういう方はいらっしゃいますか。

4 番

被害者側の落ち度もきちんと考えたつもりでした。

5 番

私の担当した事件では、今の御質問に対しては全く迷いはなくて、被害者に落ち度があるなんていう判断に迷いは一切なかったです。

司会者

それでは、幾つか御意見を伺いたいと思っておりますが、先ほど被害者御本人あるいは御遺族の方の話を直接伺う方が良かったといった御意見もあったかと思いますが、その点について何か御意見お持ちの方いらっしゃいますか。

5 番

全員ではないですが、御遺族が直接、論告のタイミングで証人としても発言されましたし、論告の前にも御意見を述べられて、非常にきちんと準備をされて、証人としての対応も冷静でありながら自分の心情も織り込んで話をされていましたし、最後の意見陳述もとても伝わってくるものがありました。被害者参加人という立場として参加されずに、証人としてのみ検察官や弁護人とのやり取りだけで意見を述べられた方も、被害者参加されていたならば、また違った、もっと深い意見とか思いつきとかも聞けたかもしれないという気はします。被害者参加制度を使って、ずっと立ち会って、意見を述べられるというのは意味があることだなと思いました。

司会者

今回経験された事件については結論として有罪の判断でしたので、被告人にどういった刑を科すべきかといったことについても評議をされたと思います。その量刑についての評議の場で、過去の裁判の量刑分布ですとか、具体的な事例一覧を確認したと思いますが、その過去の量刑分布あるいは事例一覧を見たときの印象について伺いたいと思います。

5 番

私が担当した事件では、責任能力についての判断が必要で、心神耗弱や心神喪失、完全責任能力の判断があった事件の例の一覧表が整理されたものを見せていただきました。一つ一つの事件の概要が書いてあって、なぜその判断がされたのかという理由も説明されていて、それを一生懸命読み込んで、どういうケースは心神耗弱と言って、どういうケースは心神喪失と言えるのかというところのやり取りも時間を掛けて審理したと記憶しています。

司会者

その際、量刑分布をどのように使うのかといった点については分かりましたか。

5 番

2 段階に分けていたと認識しています。まず量刑の前に、完全責任能力なのか、心神喪失なのか、中間の心神耗弱なのか、どれに当てはめるのかということをまず先に判断して、それにそれまでの過去の事件とその判断を参考にして、最終的に完全責任能力という判断をした後に、では量刑はどうなるかと進みました。量刑判断のときには、非常に事件が重大でしたので、そこであまり過去の事例を参照するという事はなかったと記憶しています。

1 番

事件としては、被害者の方が3名いらっしゃって、それぞれに罪状が違うものをまとめて、それによって量刑が決まっているわけですが、評議の中で条件設定をして結構時間を掛けて、いろんな角度から煮詰めていったので、その点については全員が納得いくレベルまで本当に議論をしたと記憶をしております。

4 番

私もそのグラフを見て、どれぐらいが相当なのかというのを考えさせられる機会があったのですが、完全に同じというものはやはりなくて、特にPTSDが他の障害と比べてどのレベルに設定すべきなのかというところはとても悩みどころで、その判断が難しかったです。

司会者

本日、記者の方も来られておりますので、経験者に質問したい点がありましたらどうぞ。

東京新聞記者

5 番の方にお伺いします。まず1か月以上の審理だったということで、会社の理解はどうでしたか。

5 番

私の場合は、会社員というよりは、どちらかというと、組織には属しているのですが、フリーに近い立場で動けるので、そういう意味では仕事の日程調整は大変苦労しましたが、上司の理解を得る必要はありませんでした。

東京新聞記者

最初に国民の感覚がどう反映されているのかということを考えられたということで、過去の判例を頼りにすることが多かったとおっしゃっていましたが、その後の量刑を考えるときは過去事例をあまり参照することはなかったということですが、このあたりを具体的に教えていただけますか。

5 番

先ほども話しましたが、過去の事例で責任能力の判断をととても時間を掛けて議論しました。そのとき過去の事例の中には実際に殺人を犯していても責任能力が認められなくて無罪という判断もあり得るわけですし、心神耗弱で刑を減じるという判断もある中で、今回の事件がどの例に当てはまるのかという議論をしました。

東京新聞記者

お考えになる中で、なかなか非日常を考えることですので、難しいことだと思うのですが、裁判官のアドバイスに従って自分の意見を言わざるを得ないという状況の中で、自分としてはもう少しこういう制度があれば、又はこういうことがあれば国民の意見がもう少し反映されるのではないかと、そういったあたりの御意見はありますか。

5 番

過去の裁判でこれが心神耗弱の事案、これが責任能力完全ありの事案であるということがもう既に出ていて、そこからずれた判断はやはりできないだろうとは思いました。あまり具体的なことを言えないので、難しいですが、妄想によって人をあやめてしまうということの判断は、法律の専門家でもないし、精神医療の専門家でもないの、証人の精神鑑定の先生の御意見、それと過去の判例と照らし合わせながらやっていくという作業なので、専門家ではない私は鑑定された医師の判断と過

去の判例に頼らざるを得ないので、そこに市民感覚とか国民感覚というのは入る余地があるのかなというところがずっと疑問というか、悩みながらやっていました。

司会者

評議の中で、被告人の責任能力が失われていたのか、あるいは著しく障害されていたのかといった点について評議されたのだと思いますが、本当に失われていたと見るのか、著しく障害されていたのかといったところについては過去の裁判例を参考にしながら評議したということでしょうか。

5 番

はい。妄想があった、精神疾患があったという点は事実認定されていました。

司会者

お医者さんの話を前提にしてやるのだけれども、結局最後の結び付きのところ、それが犯した行為とどう結び付くのかという点の判断を行ったということですか。

5 番

はい。

東京新聞記者

裁判が始まるまでの時間に日数が掛かって、長かったということを被害者の方が言っておられたということですが、御自身の立場と被害者の立場、両方から、裁判が始まる前の日にちがとても長いということに関してどのように考えられますか。

5 番

被告人の精神状態があまり良くなくて、ほとんどやり取りができない状態だったのは、勾留が長かったのも影響していると鑑定された医師の方も意見として述べていました。被害者遺族の方も事実を知りたいんだと、被告人の声を、意見、考え方を聞きたいということも述べておられたから、そこがもう少し良い状態で裁判ができた方が、被告人にとってきちんと意見を述べられるので望ましかったなという思いはあります。私の立場としても、やはり被告人の考えや意見というのを聞いてみたかったという思いはあります。

読売新聞記者

もし該当する方がいらっしゃれば、お聞きしたいのですが、裁判員裁判は一般的に裁判員の方の日程をあまり拘束できない関係で、いろんな時間が決められている場合があるかと思うのですが、証人尋問など審理を進めていく中で、ここをもう少し時間を使って議論したいのにと、決められた審理の日程にとらわれずに、もう少し柔軟性があってもいいのではないかなど、お感じになった方がいらっしゃれば、是非お聞きしたいです。

4 番

自分が担当した事件は、時間に余裕を持って、早目に終わればその時間に終わらせるということで対応していたので、時間としてはもう少し審議がしたいときはもう少し長くやっていたとは思いますが、それなりに余裕を持って用意してくれていたのかなとは思いました。

6 番

審議している中で、私たちが質問があるのであれば、裁判長から、質問していいですよと話がありました。私たちも質問していましたし、時間的には余裕を持った裁判をさせていただいたとも思います。資料も明確に出されてきていましたので、それを見ることによって時間を短縮できましたし、逆にそれに対しての質問もできましたので、余裕を持ってやれたのではないかなと思います。

7 番

私も同感です。検察官あるいは弁護人の作られた資料がかなり充実している感じがしました。裁判が始まって思ったのが、裁判の研修を受けているかのような、そんな錯覚を覚えるぐらいに事細かに作ってありました。裁判員裁判に参加したくないと思う方にとっては、ハードルは低いんだと思ってもらう方がいいのかなと思いました。

5 番

私の担当した事件は、日数が掛かることが織り込み済みだったので、日々の証拠

調べ、審理というのを余裕を持って組んでいただいて、時間が足りないという感じはなかったです。ただ、集中力や身体的な負担が結構きついのと、絶対に風邪を引けないというプレッシャーで、結構大変でした。そのため、重大事件で日数が掛かることが前提のこの裁判員裁判をずるずると長い期間やれないから、集中して多いときには週4日ずっと続きましたので、もう少し日々の審理の余裕というのではないのですが、全体の日程としての厳しさはあって、幸い最後まで走れましたが、何らかの不測の事態が起こることがあり得るのではないかという心配はしました。

読売新聞記者

3番と5番の方にお尋ねします。事実認定、5番の方でしたら責任能力の認定ですね、事実認定と被害者参加制度で被害者の声も聞かれて、事実認定と、かわいそうと思う気持ちの部分で揺れるというか、その気持ちの部分に引っ張られたりしたということはありませんでしたか。

5番

かわいそうとかの感情に引っ張られるということは、私個人はなかったと言えらると思います。事件は事件、処罰は処罰と思えていたし、逆に言えば、被害者の数が多いからと、足し算をして刑を重くするというのは何か違うような気もしました。起こった事件に対して量刑していく、事実をきちっと認定していくということについて、被害者の感情が述べられる場の意義はそれとして感じつつ、自分の判断がそれで引っ張られたということはないと思います。

3番

私の場合は、感情に流される部分が多かったです。一つ一つ話を聞いていて、どうして被告人がそういうふうになったのかという事実が最終的に分からないままでいたので、被害者の気持ちとすれば、日本に来て数日の間に事件に巻き込まれて、一生背負っていかないといけないということを考えると、どうしても感情的に動いてしまったという部分は多いです。

司会者

本日は，いろいろな御意見を頂戴いたしまして，本当にお忙しいところ，どうもありがとうございました。皆様方の御意見を踏まえまして，より良い裁判員裁判の実現に向けて工夫していきたいと思っております。